

都留市環境基本計画



都留市環境基本計画

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の目的	2
第3節 計画の位置づけ	3
第4節 計画の期間	4
第5節 計画の対象とする環境の範囲	5
第6節 計画の主体	6
第2章 都留市の環境を取り巻く状況	7
第1節 都留市の環境の現状	7
第2節 環境保全に向けた課題	11
第3章 計画の目標	12
第1節 目指すべき環境像	12
第2節 基本目標・計画の体系	13
第4章 目標を達成するための施策	15
第1節 豊かな自然との共生	15
(1) 緑	15
(2) 水	17
(3) 自然環境	19
第2節 健康・安全・快適な生活環境の創造	21
(1) 公害の防止	21
(2) 景観及び歴史的文化的遺産	23
第3節 地球にやさしい循環型社会の創造	25
(1) 資源及びエネルギー	25
(2) 地球環境	29
第4節 環境保全を進める参加と協働の取組	30
(1) 協働の推進	30
(2) 環境教育、環境学習の推進	31
第5章 計画の推進と進行管理（取組みを評価する仕組みづくり）	32
第1節 計画の推進体制	32
第2節 計画の進行管理	34
※ 参 考	
都留市環境基本計画策定市民会議委員名簿	36
都留市環境審議会委員名簿	37
都留市環境基本計画策定の経緯	38
都留市環境審議会（答申）	39

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の背景

都留市は、緑豊かな山々に囲まれ、富士山を源とする桂川の美しい渓谷や清流と豊富な湧き水など、独自の環境を形成しており、先人のたゆまぬ努力と英知の積み重ねにより、自然と共生しながら特色ある伝統、文化を育み、城下町としての歴史と文化の香り高いまちとして発展を続けてきました。

しかし、現代の地球上の人々の暮らしを支えるため、先進諸国では大量の石油・石炭・天然ガスなどの化石燃料が消費され、発展途上国においても消費量は年々拡大傾向にあります。これらの化石燃料を使用することによって、地球温暖化といわれる問題を引き起こしています。地球温暖化は海水面の上昇・異常気象・生態系の崩壊・感染症の拡大などを招き、それにより深刻な食糧不足の発生が懸念されています。また、地球温暖化の他にもオゾン層の破壊や酸性雨などの環境問題が多くあり、世界各国が互いに協力して解決していくことが急務となっています。

地球温暖化防止のための各国の対応として、2005年2月には、京都議定書が発効し、同年12月には京都議定書第1回締約国会議が開かれ、2013年以降の目標を検討するモントリオール行動計画が採択されました。

我が国においても平均気温が年々上昇し、月平均気温が20℃以上の月が4ヵ月以上の亜熱帯気候にだんだん近づいています。これによって多くの動物や植物に影響を及ぼしています。

また、農地の減少や里山の荒廃といった二次的な自然環境の変化が進んでおり、また外来種による生態系のかく乱も進んでいます。私たちは、世界的にみても固有種が多い日本の自然生態系を守っていく必要があります。

政府は、1994年の第1次、2000年の第2次に続き第3次環境基本計画を策定するとともに、2005年には「京都議定書目標達成計画」が策定され、温室効果ガス排出量の削減に向けて取り組んでいます。

また、ライフスタイルの変革は環境教育が基本となることから、2003年には環境教育推進法が成立して、持続可能な社会を作る制度的基盤のひとつが整備されました。

本市では平成18年に環境基本条例を制定し、市、市民、事業者及び教育機関が協働して環境保全に取り組んでいくこととしました。

第2節 計画の目的

都留市環境基本計画(以下「本計画」という。)は、都留市の目指す環境像を実現するため、次に掲げる環境基本条例の理念に基づき、環境の保全等に関する施策を総合的に定めることを目的とします。

都留市環境基本条例 第3条 (基本理念)

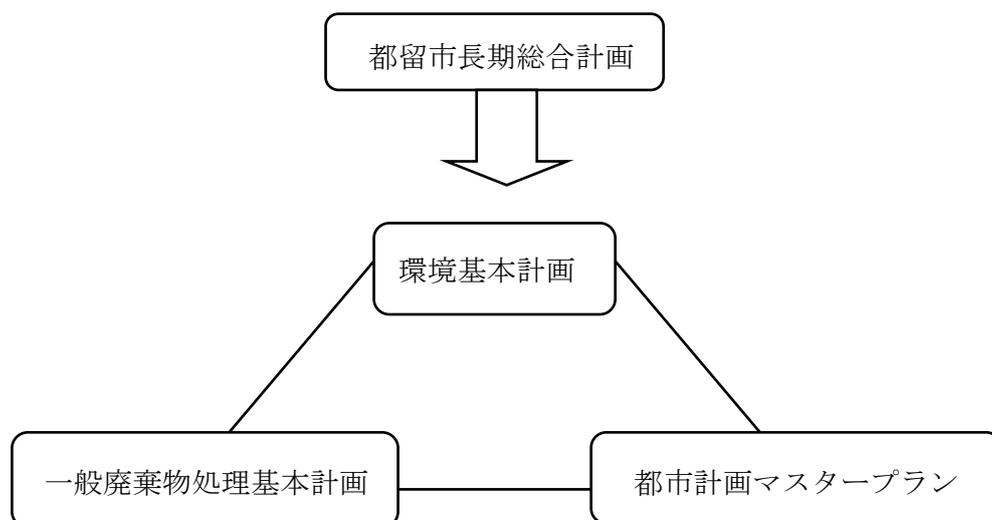
第3条 環境の保全等は、未然防止の原則の下に、市民が健康で安全でかつ快適に暮らす上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継いで行くことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、循環社会を基調とした環境への負荷の少ないまちを実現するため、すべての者が協働することによって行われなければならない。

3 環境の保全等は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることから、すべての者が日常生活や事業活動において自らの問題として認識し、地球環境に配慮した自発的な取組みにより推進しなければならない。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、国や山梨県の環境基本計画並びに循環型社会形成推進基本法・廃棄物処理法・資源有効利用促進法・各リサイクル関連法などの趣旨も踏まえながら、都留市環境基本条例に基づいて策定する環境に関する総合指針であると同時に、本市の最上位計画である『第5次都留市長期総合計画』を実現するための、環境に関する総合的な指針として位置づけられます。



第4節 計画の期間

2007年度（平成19年度）を初年度とし、2016年度（平成28年度）までの10か年とします。なお、計画期間中において、社会経済状況や地方自治制度の改革の実現など、行財政制度の大きな変化が生じた場合には、必要に応じて修正や見直しを行います。

第5節 計画の対象とする環境の範囲

本計画の対象地域は本市全域とし、次の9分野の視点から環境を捉え、本市だけでは解決できない問題等については、周辺地域との一体性を考慮した広域的観点も含めるものとします。

分野	環境要素（環境項目）
①緑	山林その他の緑の保全、回復、創造。農地の保全、食糧生産。
②水	河川、湧水、地下水の保全。水質の保全。
③自然環境	自然環境の保全（大気、水、土壌、生物等）。生物多様性の保全。
④公害の防止	公害の防止。有害化学物質による影響の防止。
⑤景観及び歴史的文化的遺産	良好な景観の確保。歴史的文化的遺産の保全。
⑥資源及びエネルギー	資源の循環的利用。廃棄物の発生の抑制、資源化の促進。エネルギー使用総量の削減。自然エネルギーの有効利用。
⑦地球環境	地球温暖化対策の推進等地球環境の保全。
⑧協働の推進	協働のまちづくり。
⑨環境教育、環境学習の推進	人材の育成。

第6節 計画の主体

この計画では、都留市に住むすべての市民、事業者及び教育機関が市と共に主体となり、常に協働しながら、自然環境や生活環境と地域の発展とが調和した、快適で魅力あふれるまちづくりを推進します。

都留市環境基本条例では、市、市民、事業者及び教育機関の責務を明示し、それぞれが次の役割を担うこととしています。

市の役割

- ・環境の保全等に関する基本的・総合的な計画の策定・推進。
- ・市民、事業者、民間団体が行う環境保全活動への支援。
- ・自ら率先して環境負荷の低減に努める。

市民の役割

- ・日常の生活や活動によって生じる環境負荷の低減に努める。
- ・環境に関する学習に努める。
- ・市の施策や地域社会が行う環境保全活動に積極的に参加・協力する。

事業者の役割

- ・事業活動に伴う環境への負荷の低減・公害の防止・自然環境の適正な保全に必要な措置を講じる。
- ・環境への負荷が大きい製品の使用や製造を行わないよう努める。
- ・事業活動が環境に与える影響等について情報の提供に努める。
- ・市の施策や地域社会が行う環境保全活動に積極的に参加・協力する。

教育機関の役割

- ・市、市民及び事業者と連携して環境教育、環境学習を積極的に推進する。
- ・大学は、環境の保全等に関する情報を市、市民に積極的に提供する。

第2章 都留市の環境を取り巻く状況

第1節 都留市の環境の現状

◎社会環境

(歴史・沿革)

本市は、山梨県の東部（東経138度54分21秒、北緯35度33分3秒）に位置し、県都甲府市より約50km、都心から約90kmの距離にあります。面積は161.58km²、標高は中心地で490m、周囲は1,000m級の山々に囲まれ、桂川が、市域の中央を西から東に貫流し、本市の主要な平坦地はこの河川に沿って帯状に形成されています。

本市は、山梨県東部地域の政治・文化・経済の中心として、発展してきました。昭和29年4月に谷村町、宝村、禾生村、盛里村及び東桂村が合併し、市制を施行して現在に至っています。昭和30年には都留短期大学が創立（昭和35年に4年制の都留文科大学に移行）、昭和44年中央自動車道大月・河口湖間の開通と同59年の都留インターチェンジの開設により、東京都心部まで約1時間30分でアクセスが可能となりました。現在フルインター化を目指し工事が進められています。

(人口・世帯数)

本市の人口は、平成17年国勢調査（確定値）によると35,017人で、県内13市のうち9番目の人口規模になっています。

すでに平成12年から減少に転じており、5年後の平成22年には、34,706人、10年後の平成27年には、34,067人に減少するものと予想されます。

年齢別人口の推移を見ると、少子化が進み、労働人口が減少する一方、高齢人口（65歳以上）は増加します。

本市の世帯数は、平成17年国勢調査（確定値）によると、13,271世帯で、前回調査時より1.1%増加しています。人口が微減した中で世帯数が増加していることから、1世帯当たりの人数は2.7人から0.1ポイント減少しています。今後、核家族化がさらに進行することで、世帯数が増加する要因はあるものの、総人口の減により総数では微減に転ずるものと予想されます。

(商 業)

平成17年商業統計調査（速報）によると、本市の商店数は529店、従業員数2,687人、年間商品販売額460億1,551万円で、いずれも減少しています。長期計画では、平成22年における年間商品販売額の数値目標を500億円に設定しています。

(工 業)

平成16年工業統計調査（速報）によると、本市の事業所数（従業員4人以上）は193件、従業員数3,461人、年間製造品出荷額等は639億5,526万円となっており、事業所数、従業員数とも減少傾向にあります。長期計画では、平成22年における年間製造品出荷額等の数値目標を700億円に設定しています。

(土地利用)

行政面積は、161.58 km²です。地目別面積では、「森林」が全体の84.5%を占めています。また、市内には6カ所のゴルフ場があります。

(交通)

- ・道路網は、市街地を中心に走る国道139号線と中央自動車側道、国道バイパス、それを結ぶ幹線道路等で構成されており、現在幹線道路の未整備箇所の整備が課題となっています。
- ・国道は、市内を北部から南西に向けて走る139号線があり、主要地方道として、都留道志線、都留インター線、四日市場上野原線の3路線があります。一般県道には、高畑谷村停車場線・大幡初狩線・戸沢谷村線・大野夏狩線の4路線があり、放射状に構成されています。
- ・平成17年度道路交通センサスによる国道139号線の交通量は、一日19,887台となっています。

(産業)

本市の産業は、絹織物を中心に発展してきましたが、昭和30年12月に都留市工場誘致条例を制定し、工場誘致を積極的に進めたことにより、機械金属工業を中心とした誘致企業22社が市内に立地し、それまでの織物産業から、金属、一般機械、電気機械などが中心産業として発展し、市勢の進展に大きく寄与してきました。

平成12年国勢調査によると、本市の産業別就業人口は、以下のようになっています。

第1次産業	334人	2.00%
(農業関係)		
第2次産業	7,478人	43.90%
(製造業・建設業関係)		
第3次産業	9,205人	54.10%
(卸・小売業者、飲食店、サービス業関係)		

◎自然環境

(地形)

富士山から大月市に向かって流れた溶岩を、山中湖を源とする桂川が削り残した段丘面の上に本市はあります。西には市内で最高峰の御坂山地の三ッ峠山(1,786m)があり、清八峠・鶴ヶ鳥屋山(1,374m)・高川山(975m)と東へ連なり、ここから大幡川が流れ、桂川に合流しています。南から東にかけては、丹沢山地の石割山(1,413m)、市内では2番目の御正体山(1,681m)・今倉山(御座入山1,470m)・菜畑山(1,283m)、そして、北東に朝日岳(赤鞍ヶ岳1,299m)が連なっています。さらに、やや北に尾根が雛鶴峠を経て、高畑山(982m)・西へ九鬼山(970m)があります。

(地 質)

本市の地質は、桂川西側の御坂山地、東側の丹波山地を構成する新第三紀層とそれを貫く石英閃緑岩、富士山の溶岩、土石流、火山灰及び河岸段丘と低地により成っています。桂川本流の平坦地下には、猿橋溶岩流の岩盤があるところが多い。新第三紀層中の岩石は主に、輝石・安山岩質及び角閃石安山岩質の凝灰石や角礫岩です。菅野川及び鹿留川上流に前記の石英閃緑岩があります。河岸段丘及び低地は、砂礫層・砂層が積み重なって出来ており、その上に富士山から降下した赤褐色粗粒の火山灰層（いわゆるローム層）が乗っていて、ローム層の厚いところは乾燥しやすく、現在は畑地に利用されています。

(気 候)

本市は、北緯35度33分（市役所）の位置にあり、年による変動はかなりありますが、年平均気温は、12.96度、年平均雨量は、142.36mmとなっています。市域の標高は、450m以上であるため、同緯度の平地に比べて平均気温は低く、昼夜間の温度差が著しいといえます。

(植 物)

- ・代表的樹木＝ソメイヨシノ・フジザクラ・カスミザクラ・アカマツ・ウメ・ヒノキ・スギ・サワラ・カラマツ・イロハモミジ・オオモミジ・イチョウ・アラカシ・ヤマハンノキ・ミズナラ・スギなど。
- ・代表的草花＝ダンコウバイ・ハナイカダ・ヤマブキソウ・タンポポ・カタクリ・イチリンソウ・ニリンソウ・イカリソウ・ヒトリシズカ・アヤメ・オオバコ・ヤブカンゾウ・ヒガンバナ・シモバシラ・ミズカケナ・ヤマユリ・グンナイフウロなど。

(いきもの)

- ・哺乳類＝ムササビ・リス・野ネズミ（ヒメネズミ・アカネズミ、ハタネズミ、カヤネズミ）モグラ・コウモリ・ノウサギ・テン・イタチ・ホンドキツネ・サル・イノシシ・クマなど。
- ・鳥 類＝フクロウ・アオバズク・ブッポウソウ・アオゲラ・シジュウカラ・カワセミ・ヤマセミ・セキレイ・イワツバメ・トビなど。
- ・昆 虫＝チョウ・セミ・トンボ・ハチ・カミキリなど。
- ・川魚類＝アユ・アブラハヤ・ヤマメ・イワナ・カワヨシノボリ・カジカ・サンショウウオなど。

◎生活環境

(大気環境)

・大気質

市内における県大気汚染状況常時監視測定局の平成17年度の測定結果によると、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は環境基準を満たしていますが、光化学オキシダントは環境基準を超えています。

市内における大気中のダイオキシン類濃度は、測定されておりません。

- ・悪臭

県条例では、悪臭規制において、関係事業所からの届出を必要としておりません。悪臭苦情の発生源としては、飲食店、サービス業等があります。

- ・騒音・振動

市内における県の平成16年度自動車騒音常時監視結果によると、対象区域内の住居等のうち、昼間（6時～22時）及び夜間（22時～6時）とも環境基準以下であったのは62.0%、昼間のみ基準値以下であったのは1.3%、夜間のみ基準値以下であったのは0%、昼夜間とも基準値を超過したのは36.7%であります。市内における振動の常時監視は、行われておりません。

(水環境)

市内の10河川23地点の河川水質検査結果によると、生活環境の保全に関する環境基準値はAA, A（ヤマメ・イワナなどの生育に適する河川）の地点であり、B, C（コイ・フナなどの生育に望ましい河川）の地点はありません。

市内における県の平成17年度ダイオキシン類常時監視（公共用水域）は行われていません。

(土壌汚染)

平成17年度に実施した、県のダイオキシン類常時監視（土壌）結果では、環境基準を達成しています。

(廃棄物)

- ・一般廃棄物量

平成15年度一般廃棄物処理事業実態調査では、本市の1人1日あたりのごみ排出量は1,019g/人・日で、山梨県平均の1,033g/人・日よりやや少なくなっています。

平成17年度の一般廃棄物の合計量は12,422tであり、区分別では、可燃ごみ9,586t・不燃ごみ560t・粗大ごみ583t・資源ごみ1,693tです。

ごみの分別は、可燃・不燃・粗大・飲料用のガラスビン類・牛乳パック・白色の食品トレイ・飲料用のアルミ缶、スチール缶・ペットボトル・新聞・雑誌・ダンボールの11種類の分別を行なっています。

- ・資源の有効利用

平成17年度の資源化物収集量は1,693tであり、リサイクル率は13.6%です。

平成15年4月1日から稼動を始めた一般廃棄物処理施設は、ごみ焼却施設とリサイクルプラザで構成されており、リサイクルプラザには、粗大ごみ・不燃ごみ処理施設と資源化物処理設備があり、1日の処理能力は、粗大ごみ7t・不燃ごみ8t・ビン類7t・缶類7t・ペットボトル2tとなっています。

- ・不法投棄

不法投棄の処理件数は、平成17年度では64件で増加傾向にあります。

第2節 環境保全に向けた課題

都留市において現在、対策が急がれる課題としては、資源及びエネルギー消費の抑制のため、日常生活及び事業活動の見直し、ゴミの分別収集について引き続き促進を図る必要があります。また、ポイ捨てや不法投棄の防止に取り組むとともに、リサイクルの仕組みづくりやゴミ処理の適正化に向けた取組みを進めていくことがあげられます。

生活様式や事業活動を環境への負荷が少ないものに改善していくため、市、市民、事業者及び教育機関などにおける学習活動を一層推進することが必要です。

第3章 計画の目標

第1節 目指すべき環境像

生活の多様化、高度化の進行と共に、豊かで便利な生活を享受することができるようになった反面、私たちが今後取り組まなければならない課題はあまりにも多くなっています。豊かな未来は、心の豊かさを実感できる成熟した社会であり、魅力あるまちとは豊かな環境を持つまちです。美しい自然と豊かな歴史・文化が感じられ、住む人々がその環境と調和して、落ち着いた暮らしができるまちが求められています。

このことから、本市が目指す環境像を次のように設定し、その実現を図ります。

『 人と自然が共生する環境のまち 』

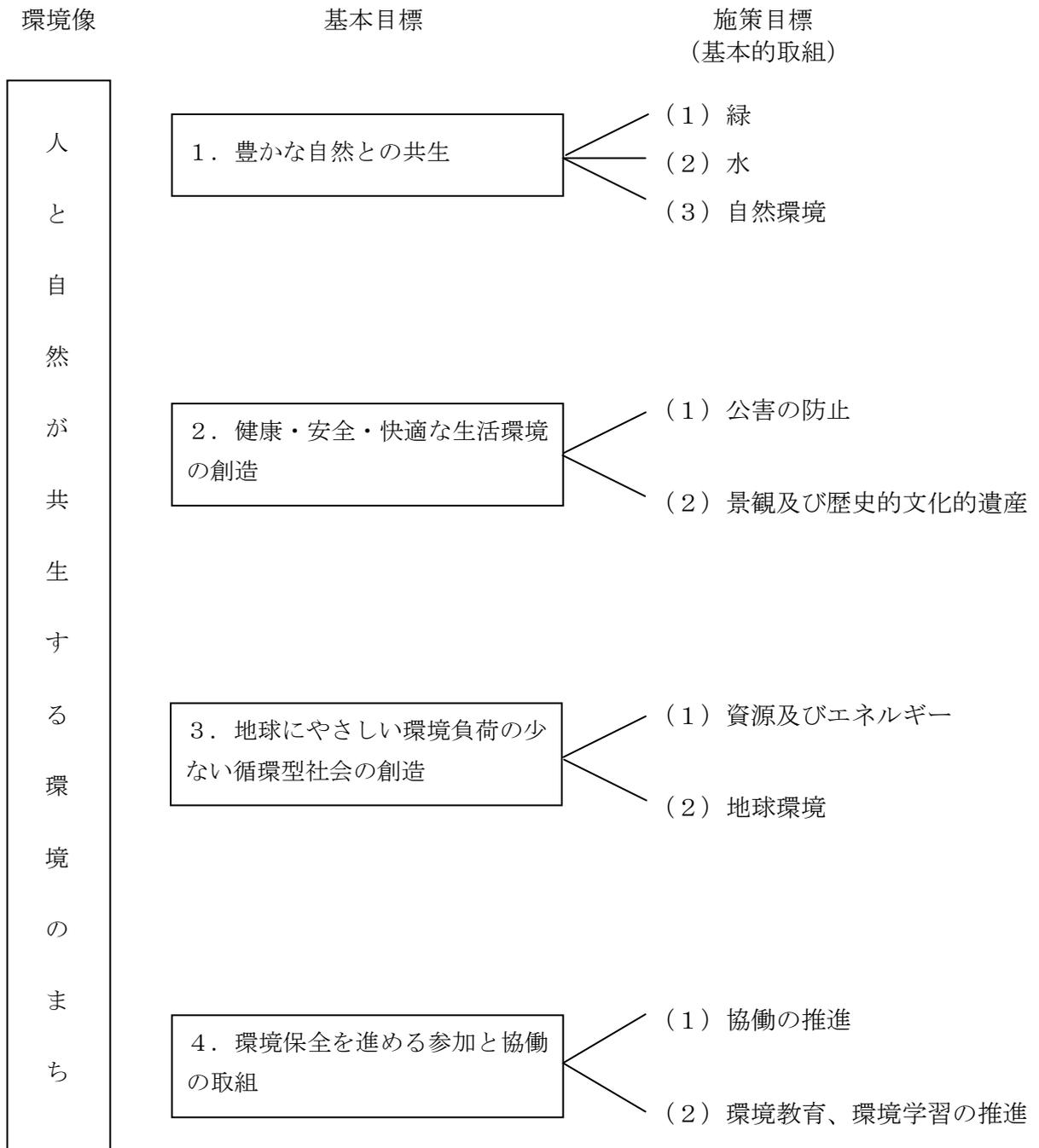
大量消費、大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えるとともに、自然生態系への排出物を減らすなど、環境負荷を極力低減するシステムを持つ社会、いわゆる循環型の社会づくりを基本にして、様々な人が協働に関わり、自然と共生できるまちを目指します。

第2節 基本目標・計画の体系

本市が目指す環境像『人と自然が共生する環境のまち』を実現するために、下記の項目を基本目標とします。

1. 豊かな自然との共生
2. 健康・安全・快適な生活環境の創造
3. 地球にやさしい環境負荷の少ない循環型社会の創造
4. 環境保全を進める参加と協働の取組

計画の体系



第4章 目標を達成するための施策

第1節 豊かな自然との共生

(1) 緑

ア 山林その他の緑の保全、回復及び創造に関すること。

- ・森林環境の保全と回復
- ・緑地の保全、創造

☆市の役割

- ・国土保全や水源涵養など、森林資源の持つ多面的で公益的な機能の充実を図るため、森林の保全に取り組むとともに、森林の価値や魅力の啓発を行い、市民と森林とのふれあいを促進します。
- ・松くい虫被害林の樹種転換を促進します。
- ・市民の安らぎと憩いの場としての、小公園「ポケットパーク」の整備を図ります。
- ・市街地周辺の緑地を保全するとともに、既存の都市公園や街路等の緑化推進を図ります。
- ・自然体験や歴史散歩などに、広く利用される遊歩道の整備を図ります。

☆市民の役割

- ・アダプトプログラム※に、積極的に参加します。
- ・豊かな緑の育成のため、森林や緑地保護の意識を高めます。
- ・森林浴の良さを取り入れた歩け歩け運動を広めます。
- ・緑のパトロール隊をつくり、緑を守る活動を進めます。
- ・公園や空地に草花を植え、花いっぱい運動を進めます。
- ・自然遊歩道が安全でみんなが楽しめる場になるよう、地域で協力します。
- ・生垣や植栽などにより、敷地内の緑化に努めます。

☆事業者の役割

- ・環境問題の社会的責任を認識し、環境に配慮した事業活動を行います。
- ・緑化活動に、積極的に参加します。
- ・従業員が環境に配慮した行動ができるように、環境学習を実施します。

☆教育機関の役割

- ・地球環境への森林の役割を学びます。

※ アダプトプログラム

市民の皆さんが道路・公園などの里親になって、ボランティアで美化活動や管理を行う制度

イ 農地の保全及び食糧生産に関すること。

- ・農地の保全と農業の担い手育成
- ・環境保全型農業の推進

☆市の役割

- ・生産性の高い農業の実現を目指して、優良農地の確保・保全に努め、農地銀行制度を活用した農地の効率的利用を促進します。
- ・無農薬栽培など、地球にやさしい農業、健康や安全など消費者ニーズに対応した農業の推進に努めます。
- ・家族経営協定に基づく女性の農業経営における役割の見直し、農業への新規参入者のための条件の整備などにより、新たな担い手の確保と育成に努めます。
- ・小口流通農産物のための販売先の確保など、市場外流通の拡大への対応等を進めます。
- ・地場産の食材の活用により、地産地消の推進を図ります。

☆市民の役割

- ・休耕地を利用して農業に親しみ、地域の農地を活用します。
- ・農薬の使用を抑えた地元産の農作物を買い、地域の農業を支えます。
- ・家族で野菜作りに親しみ、生産の喜び、農産物の育成と食糧生産の大切さを学びます。
- ・家族の労働時間、女性の家事労働を考え、安心して働ける農業を考えます。

☆事業者の役割

- ・積極的に農地の保護育成に協力します。
- ・安易に宅地化を進めないよう努めます。
- ・従業員が余暇を利用して農作業を楽しめるよう支援します。

☆教育機関の役割

- ・学校給食に地元で生産された食材を使います。
- ・田畑などでの体験学習を通して、農業と食の大切さを学びます。

(2) 水

ア 河川、湧水及び地下水の保全に関すること。

- ・地下水や湧水の保全
- ・水辺の環境保全

☆市の役割

- ・地域の開発や宅地化等に伴う保水力の低下などに対応した、総合的な排水計画を策定します。
- ・自然環境・景観に十分配慮し、防災機能と併せ、水辺に親しむことが出来るような河川、水路の整備を図ります。
- ・川の周辺で市民が集える場や、水辺で遊ぶことが出来る場を市民参加により整備・推進します。

☆市民の役割

- ・水辺の環境保全に努め、水辺で遊べる環境づくりを地域で進めます。
- ・湧水や地下水を大切にします。
- ・定式など河川の清掃活動に積極的に参加します。

☆事業者の役割

- ・企業地内の駐車場等施設周辺を、透水性舗装とするよう努力します。
- ・宅地造成等開発の際には、透水性舗装や、雨水浸透枘、浸透性側溝の設置に努力します。
- ・河川清掃に参加し、水辺の環境保全に努めます。
- ・製造工程には、節水設備を設置するように努めます。
- ・散水や業務用車両の洗車に、雨水の利用に努めます。

☆教育機関の役割

- ・水と親しみ、自然を大切にする教育を進めます。

イ 水質の保全に関すること。

・水質の保全

☆市の役割

- ・安全でおいしい水を安定供給するため、原水の水質保全に努めます。
- ・公共下水道事業計画に基づき、事業認可区域の拡大に努め、下水道の早期整備を図ります。
- ・公共下水道事業及び浄化槽の整備を推進することにより、豊かさを実感できる快適な生活環境、清らかな河川等の実現に努めます。

☆市民の役割

- ・川にゴミを流しません。
- ・浄化槽の保守管理を適正に行い、生活排水の浄化に努めます。
- ・油汚れにアクリルたわしを使うなどして、合成洗剤の使用を控えます。
- ・下水道への接続や浄化槽の設置を行い、生活排水クリーン処理率の向上に努めます。

☆事業者の役割

- ・工業排水等汚染防止に努めます。
- ・事業所からの排水については、法律や協定を遵守します。

☆教育機関の役割

- ・公共の下水道をはじめ、水質保全の大切さについて学びます。

(3) 自然環境

ア 大気、水、土壌、生物等からなる自然環境の保全に関すること。

- ・地域の自然とふれあえる機会の拡大
- ・環境パトロール

☆市の役割

- ・保水力のある山林の造成を支援します。
- ・浸透性の舗装や雨水樹の設置を推進します。
- ・ビオトープ※の設置を推進します。
- ・雨水を利用したトイレ用水の利用などを促進します。
- ・都留いきものふれあいの里などを活用しながら、活動の拠点となる施設を自然体験や学習の場とした、フィールド・ミュージアム事業を推進します。
- ・関係機関と連携し、不法投棄の防止に努めます。

☆市民の役割

- ・地域の自然について理解を深め、自然保護活動へ参加します。
- ・体験学習に参加します。
- ・環境パトロール活動に積極的に参加します。

☆事業者の役割

- ・従業員による自然体験や学習等の支援をします。
- ・事業活動中の不法投棄の発見・通報に努めます。

☆教育機関の役割

- ・地域の自然についての学習を深め、自然保護を積極的に進めます。

※ ビオトープ

「生命：バイオ bio」と「場所：トポス topos」の合成語で生物の生息空間（生きものが自然生態系を構築しているところ）

イ 生物多様性※の保全に関すること。

- ・ 在来の動植物が生息できる環境の保全、回復
- ・ 生物に関する情報の整備

☆市の役割

- ・ 土地利用に自然のゾーン・自然を活用するゾーンを設け、自然の保全に努めます。
- ・ 身近な所に残っている樹林地や公園、緑地、小川などを再発見し、市民の憩いの場として保全・利用を進めます。
- ・ 野生動植物の育成・生息環境となっている野山や水辺、里地等の地域の実態を把握し、情報を蓄積します。また、市民等への情報を随時更新し、情報の充実を図ります。

☆市民の役割

- ・ 貴重な種を採取したり、外来種のペットを自然に放さないようにします。
- ・ 野生生物（ホタル・ヤマメなど）の生息環境の保全に努めます。

☆事業者の役割

- ・ 従業員の体験や学習会を支援します。
- ・ 希少な生物の保全対策に協力します。

☆教育機関の役割

- ・ 生物多様性の意義を学び、生息環境の保全に努めます。

※ 生物多様性

地球上の生物は、約40億年に及ぶ進化の過程で多様に分化し、生息場所に応じた相互の関係を築きながら、地球の生命体を形づくっています。このような多様な生物の世界を「生物多様性」といいます。生物多様性は、生態系のバランスを維持する上で重要であるばかりでなく、私たち人間の生活にも計り知れない恵みをもたらしてくれます。

第2節 健康・安全・快適な生活環境の創造

(1) 公害の防止

ア 公害の防止に関すること。

- ・公害の未然防止
- ・不法投棄の防止

☆市の役割

- ・新たに市内に立地する企業に対しては、環境保全協定の締結を含む公害の未然防止の方策を充実します。
- ・美化推進指導員や関係機関との協力により、不法投棄に関するパトロールを実施するなど、地域ぐるみで不法投棄等の防止に努めます。
- ・環境負荷が小さい交通体系として、自家用車から公共交通機関への乗り換えを促進します。
- ・道路の整備・改良を行い交通渋滞の緩和に努めます。
- ・ハイブリッドカーなど、環境にやさしい低燃費、低公害車の導入に努めます。
- ・自転車利用の安全確保に努めます。

☆市民の役割

- ・日常生活において騒音振動や悪臭などを発生させないようにします。
- ・低公害車の購入に努めます。
- ・出来るだけ自転車や公共交通機関を利用し、自動車利用を控えます。

☆事業者の役割

- ・日常生活において、騒音振動や悪臭などを発生させないようにします。
- ・低公害車の購入に努めます。
- ・公害防止と自然環境の保全に努めます。
- ・環境管理システムの構築に努めます。
- ・法律や条例で定められている責務を守ります。

☆教育機関の役割

- ・公害の防止について学び、意識を高めます。

イ 有害化学物質による影響の防止に関すること。

- ・化学物質の発生抑制、排出削減
- ・有害化学物質の管理の適正化

☆市の役割

- ・生活環境に対する質的な水準を維持するため、河川定点に対して、定期観測を実施します。

☆市民の役割

- ・合成洗剤の使用を控え、石けんの利用を広めます。
- ・人の健康や野生生物に有害な商品を買ったり、使ったりしないようにします。
- ・身近なところでの環境パトロールをします。

☆事業者の役割

- ・大気汚染、騒音等の防止対策に努めます。
- ・発生要因となる材料の削減に努めます。
- ・環境にやさしい新製品、サービスへの開発支援の取り組み、環境保全に寄与する技術開発、支援を進めます。
- ・化学物質の適正管理に努めます。
- ・環境ホルモン※対策を推進します。
- ・除草剤など屋外での農薬使用を抑制します。

☆教育機関の役割

- ・有害化学物質について学び、生活環境の向上に努めます。

※ 環境ホルモン

生体内にとりこまれると、ホルモンに似た働きをする化学物質の総称。
ダイオキシン・PCBなど。特に生殖機能への影響が問題になっている。

(2) 景観及び歴史的文化的遺産

ア 良好な景観の確保に関すること。

- ・良好な景観の形成

☆市の役割

- ・公共施設は景観に配慮し、整備します。
- ・景観ガイドラインを作成し、秩序ある街並みの整備を図ります。
- ・地域の成り立ち等を勘案し、旧町村単位とした地域に分け、市民の身近な地域別による計画を提案します。
- ・景観協定の締結など、協働で景観整備を図ります。

☆市民の役割

- ・地域ごとに良好な景観を再発見し、地域で守っていきます。
- ・建物を建てるときには、周りの景観と調和するよう気を配ります。

☆事業者の役割

- ・環境問題についての社会的責任を認識し、良好な景観形成に努め、環境に配慮した事業活動を行います。

☆教育機関の役割

- ・良い景観の条件やそれを維持する努力について学びます。

イ 歴史的文化的遺産の保全に関すること。

☆市の役割

- ・本市の特色ある歴史や文化財の保護、保存並びに無形文化財の伝承に努めるとともに、保存組織の育成や支援を図ります。
- ・城下町都留のシンボルである勝山城跡を学術的に調査し、その調査成果を史跡の保護活用に反映させ、郷土の歴史ゾーンとして、また、市民の憩いの場所として整備します。
- ・ミュージアム都留を拠点とし、地域の歴史、文化の調査を行うとともに、歴史講座やワークショップ等の教育普及活動を行ない、市民が郷土に誇りと愛着がもてるよう努めます。
- ・市内全域を博物館として位置づけ、特色ある歴史や文化に触れながら、学ぶ事ができる「まるごと博物館」の推進に努めます。
- ・八朔祭をはじめとする祭礼行事や、文化財、寺社などの、特色ある文化資源や、豊かな自然、産業等が連携し、新しい文化が創出される歴史文化のまちづくりに努めます。

☆市民の役割

- ・地域に根つき生まれてきた伝統文化、伝統芸能の保存・継承に努めます。
- ・地域の歴史・文化行事を学び、お祭りや文化活動に参加・協力します。

☆事業者の役割

- ・文化財を保護するための取り組みに参加・協力します。
- ・従業員の歴史・文化遺産等学習会の支援を行います。
- ・地域行事や文化活動に積極的に参加するとともに、伝統文化の継承に協力します。

☆教育機関の役割

- ・地域の歴史文化に関心を持ち、その継承に努めます。

第3節 地球にやさしい循環型社会の創造

(1) 資源及びエネルギー

ア 資源の循環的な利用に関すること。

- ・ ごみ減量、リサイクルの推進
- ・ 分別収集の徹底
- ・ 資源化物の円滑な回収・再利用システムの確立

☆市の役割

- ・ ごみ減量やリサイクル、再生品の使用等に関する意識啓発に努めるとともに、市民、事業者及び行政が一体となって、ごみの減量化を促進します。
- ・ 市民の協力を得ながら、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源化物の分別収集の徹底とごみステーションの適正配置を図ります。
- ・ 資源化物の円滑な回収・再利用システムの確立を図るため、「包装容器に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づく制度について検討します。

☆市民の役割

- ・ 分別を徹底し、資源として再利用できるものはごみとして捨てず、ごみの減量に努めます。
- ・ 一人暮らしの高齢者を支援して、資源ごみ収集を進めます。
- ・ 再生品の購買・使用に努めるとともに、不用品はリサイクルバザーに出すように努めます。
- ・ レジ袋を使わなくて良いように、マイバック利用を進めます。
- ・ 「もったいない運動」を進めます。

☆事業者の役割

- ・ 商品や製品の簡易包装を徹底するほか、梱包材の再使用を進めます。
- ・ 裏紙の使用やパソコンによるペーパーレスを徹底し、用紙の使用量を削減します。
- ・ 紙、金属くず、プラスチックなどの分別回収を行い、可能な限りリサイクルに努めます。

☆教育機関の役割

- ・ 省資源・省エネルギーについて学びます。

イ 廃棄物の発生抑制及び資源化の促進に関すること。

- ・自主的な収集体制の推進
- ・生ごみ処理容器の普及促進
- ・廃棄物の再資源化の促進

☆市の役割

- ・事業所から発生する一般廃棄物について、事業所・商店の責任ある対応の促進に努め、自主的な収集体制の推進を図ります。
- ・大月都留広域事務組合の焼却灰をスラグ※化し、公共工事の資材として活用していきます。
- ・ごみ減量化を進めるため、生ゴミ処理容器の普及促進を図ります。

☆市民の役割

- ・生ごみを堆肥化し、有効利用を図ります。
- ・再資源化しにくいものは、使わないようにします。

☆事業者の役割

- ・廃棄物の発生抑制及び資源化に積極的に取り組みます。
- ・再生資源を用いた商品を購入します。
- ・再資源化しやすい材料調達に努めます。

☆教育機関の役割

- ・空きカン回収などを通して、再資源化について実践し学びます。

※ スラグ

熔融炉で1400℃に熱し、溶けたものを水で急激に冷やしてできる直径5ミリから0.5ミリ位の硬く細かいガラス状の物質

ウ エネルギーの使用総量の削減に関すること。

- ・省資源、省エネルギー意識啓発
- ・エネルギー等使用量の削減
- ・グリーン購入※の促進

☆市の役割

- ・環境フェスティバルの開催や広報などにより、市民、事業者に対し、省資源、省エネルギー意識の啓発に努めます。
- ・省エネルギー対策として、庁舎の電気・燃料使用量並びに公用車燃料等の削減に努めます。
- ・省資源対策として、紙類の再生紙使用率を高めるとともに、エコマーク・グリーンマーク商品の購入を推進します。

☆市民の役割

- ・冷暖房の温度設定に気を配り、カーテンや通風を工夫して、電気の使用量を減らします。
- ・省エネタイプの家電製品を選びます。
- ・人のいない部屋・廊下・トイレ・玄関のこまめな消灯を行います。
- ・家庭でもエコマーク・グリーンマーク商品の購入に努めます。

☆事業者の役割

- ・既存の事務所では、カーテン・ブラインドなどを利用した断熱を行います。
- ・事業所や店舗などを新築、増改築する場合は、高断熱化・自然採光・通風に配慮します。
- ・省エネルギー機器の導入に努めます。
- ・アイドリングや暖気運転は行いません。
- ・職場でのクールビズ、ウォームビズを広めます。
- ・用紙類・事務用品等のグリーン購入を促進し、再生紙・プラスチック再生品・詰替え商品など、環境にやさしい製品を優先して購入します。

☆教育機関の役割

- ・エネルギー使用量を削減する必要性を学び、学校ごとに電気・燃料使用量の削減に取り組めます。
- ・エコマーク、グリーンマーク商品を優先的に購入します。

※ グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

エ 自然エネルギーの有効利用に関すること。

- ・太陽光発電等の普及促進
- ・「アクアバレーつる」構想※1の推進
- ・バイオマス※2の有効活用

☆市の役割

- ・太陽光など環境にやさしいクリーンエネルギーの普及に努めます。
- ・小水力発電をテーマとする環境学習の体験フィールド「アクアバレーつる」構想を推進し、全国に発信します。
- ・森林資源を活用した木質バイオマスや、BDF※3等の利活用を検討します。

☆市民の役割

- ・家庭でも太陽光発電等、自然エネルギーを取り入れるように努めます。

☆事業者の役割

- ・太陽光、風力などの自然エネルギーの利用、ボイラーなどの廃熱利用、コージェネレーションシステム※4の導入に努めます。

☆教育機関の役割

- ・太陽光やバイオマス、小水力発電について学び、自然エネルギーの利用について学びます。

※1 「アクアバレーつる」構想

「第5次都留市長期総合計画」の目指すべきまちづくりの1つとして河川を利用した小水力発電のまちを位置づけている。

※2 バイオマス

生物を利用して有用物質やエネルギーを得ること。生物資源。

※3 BDF

植物系のディーゼル燃料。天ぷら油・菜の花・樹木などを原料とする。

※4 コージェネレーションシステム

ひとつのエネルギーから複数のエネルギー(電気・熱など)を同時に取り出すシステム。

(2) 地球環境

ア 地球温暖化対策の推進

- ・温室効果ガスの発生抑制

☆市の役割

- ・地球温暖化対策の必要性を認識してもらうための情報提供に努めます。
- ・電気、ガス、灯油などの効率的な使い方の紹介など、省エネルギー・省資源の普及啓発を図ります。
- ・夏の打ち水（雨水などの利用）運動を実施し、市民の地球温暖化に対する意識啓発を図ります。
- ・グリーンパートナー制度※により、事業者の環境への取り組みを支援します。

☆市民の役割

- ・地球のことを考えて省資源、省エネの生活に努めます。
- ・環境家計簿に挑戦します。

☆事業者の役割

- ・自動車、冷蔵庫（業務用含む）、空調機などのフロンは適正に回収、処理します。
- ・バス、電車など公共交通機関や自転車による通勤を広め、マイカー通勤を減らします。
- ・アイドリングストップを徹底します。
- ・グリーンパートナー制度への理解を広げ、参加するようにします。
- ・CO₂排出量を抑制した事業活動に努力します。

☆教育機関の役割

- ・地球の環境全体に目を向け、足元から実践を進めます。

※ グリーンパートナー制度

環境に配慮した事業活動を行う事業者への支援制度。

第4節 環境保全を進める参加と協働の取組

(1) 協働の推進

ア 協働のまちづくり

☆市の役割

- ・市民、事業者が率先して行う環境への負荷の低減、その他環境の保全に関する活動を支援します。
- ・環境に配慮した行動のための具体的取り組みを自ら実践し、市民、事業者に広く提案します。
- ・行政情報の共有化や、市民の意見がまちづくりに積極的に反映できるよう広報・公聴機能を充実します。
- ・市民の市政への参画を促進するための仕組みづくりを進めます。
- ・地域協働のまちづくりの活動拠点となる場の確保や活動の支援に努めます。
- ・地域協働のまちづくり推進会の活動を、市民活動支援センターを通じて支援します。
- ・市民が自主的に地域の課題に取り組むコミュニティ活動を支援します。

☆市民の役割

- ・自治会や体育協会・文化協会を始めとする各種団体・ボランティアサークルを含む協働のまちづくり推進会として、環境活動を地域で進めます。
- ・地域での自然保護・省エネ・省資源・ごみ減量・まちの美化などの環境保全活動に積極的に参加します。

☆事業者の役割

- ・環境保全、保護活動に積極的に参加します。
- ・環境に関連する情報は、市や市民に提供します。
- ・環境保全のためのボランティア活動に取り組む従業員を支援します。

☆教育機関の役割

- ・環境問題や環境保全の活動の意義を学び、学校内外で実践します。

(2) 環境教育、環境学習の推進

☆市の役割

- ・いきものふれあいの里等でのイベントや自然観察会などの開催を通して、環境意識への啓発を図ります。また、他市町村でも行われる活動に対しても、情報を提供します。

☆市民の役割

- ・環境の問題に対して意識を高め、学習をするとともに、自分たちでできることを積極的に行います。

☆事業者の役割

- ・環境問題に対して、組織的、計画的な取り組みを進めるために、環境問題の担当組織を設置します。
- ・従業員が環境に配慮した行動ができるように、環境学習を実施します。

☆教育機関の役割

- ・地域の環境活動と連携し、学校だよりなどを通じて、学校での取組みを情報発信します。
- ・大学を中心として、環境教育・学習の担い手の育成を図ります。
- ・環境教育について、小・中・高・大の連携を進めます。

第5章 計画の推進と進行管理（取組みを評価する仕組みづくり）

第1節 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市、市民、事業者及び教育機関が協働して取り組む事が必要であり、このために各主体が互いに連携しながら効果的な推進を図る体制を整備します。

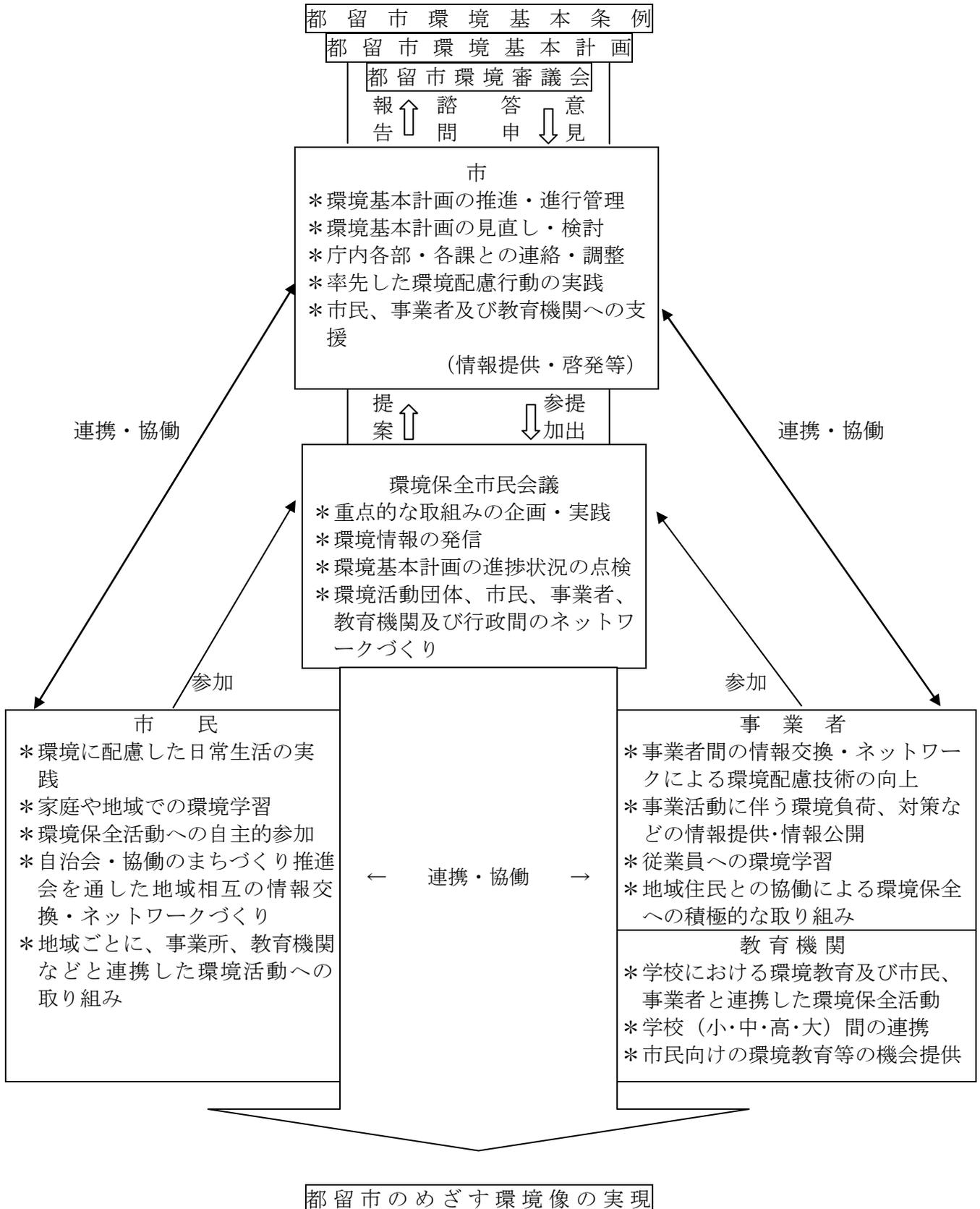
本計画の策定にあたっては、現在庁内に企画推進局「アメニティ推進班」が設置されており、また、市民、事業者及び教育機関等で組織されている「都留市環境基本計画策定市民会議」も、計画策定後は発展的に継続して、共に計画推進のための核となる組織とします。

「アメニティ推進班」では、全庁あげて環境の保全などに関する施策の推進に取り組むとともに、本計画の進行管理を行い、（仮称）「都留市環境市民会議」は、企画や提言を取りまとめて、各主体の意見を計画推進に反映させていくものとします。

計画の推進

計画の推進体制

都留市の目指す環境像の実現に向け、市、市民、事業者及び教育機関の自主的な活動を促進し、それらを有機的に結び合わせながら、各主体の役割を明確にして参加と協働を進めることが求められます。そのための推進体制と致しましては、以下のとおりです。

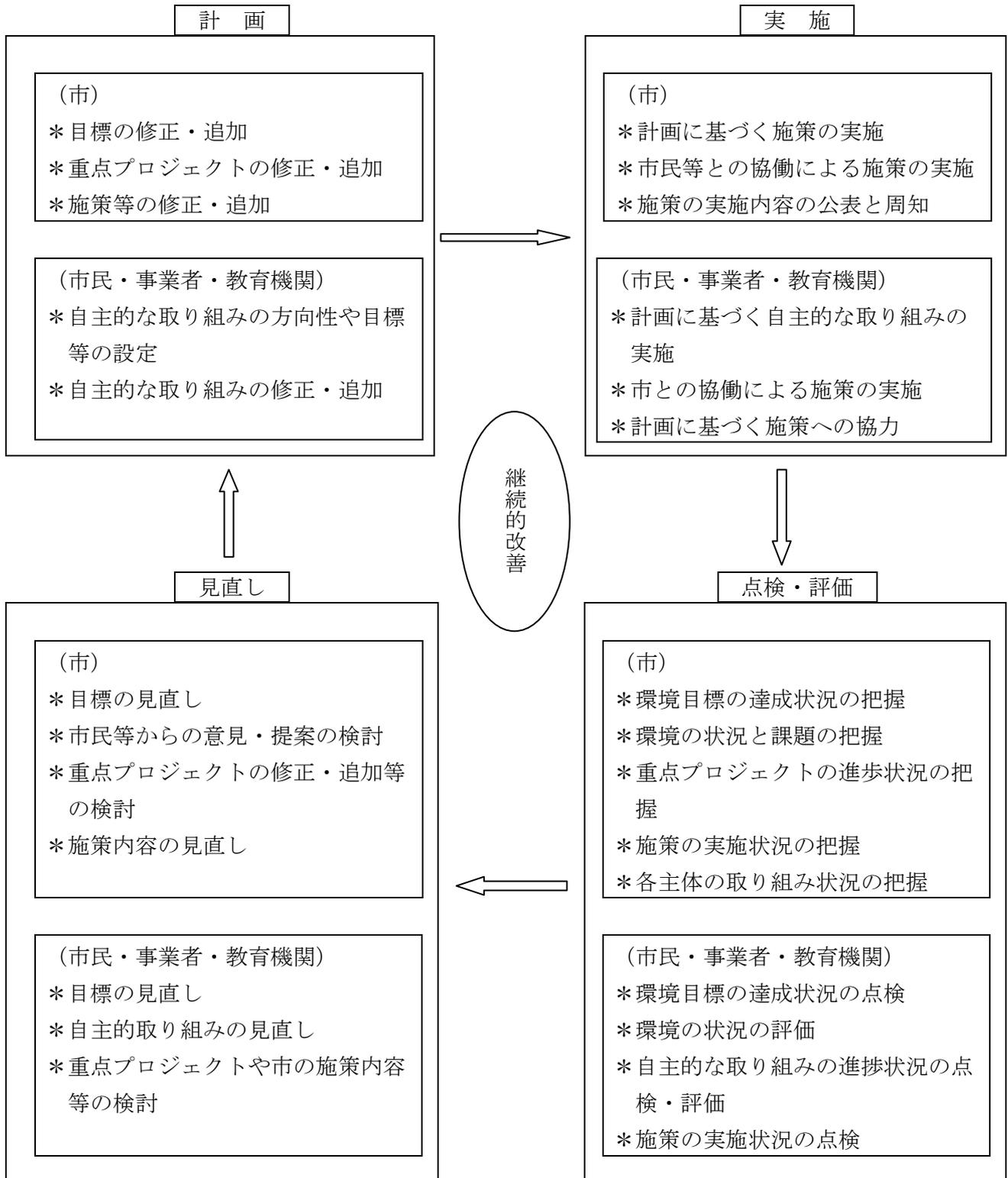


第2節 計画の進行管理

本計画は、目指すべき環境像の実現に向けた環境保全施策であり、各主体が行なうべき事柄が示されていますが、その実効性を確保するためには、計画の進行管理や情報の開示がきわめて重要です。このため、計画の進行状況を常に把握・管理し、これらの状況を広く市民に公表していくとともに、施策の効果を客観的に評価し、改善点を見出して速やかに処置を講ずることとします。

進 行 管 理

計画に基づく施策を実効的かつ継続的に推進していくための進行管理の仕組みとして「計画の策定・見直し→各主体における事業・取り組み等の実施→事業・取り組み等の実施状況の点検・評価→事業内容等の改善・見直し等」を基本として、その各段階で行うべき事項は、以下のとおりです。



環境基本計画の進行状況を広く市民が知ることができるように、広報つる・ホームページ等を通じて、本計画の施策の実施状況、環境指標の達成状況、重点プロジェクトの進捗状況及びそれらの評価等を市民に公表します。

都留市環境基本計画策定市民会議委員名簿

役職	区 分	備 考	氏 名	備 考
座長	教育関係者	都留文科大学	千葉 立也	諸団体代表推薦
	事業関係者	都留市商工会	酒井 利光	〃
	〃	都留市経営者連絡協議会	小俣 政英	〃
	〃	都留市商店連合会	野武 富士雄	〃
	〃	都留機械金属工業協同組合	萱沼 國男	〃
	〃	都留市建設業協議会	小林 英昭	〃
	〃	都留青年会議所	三森 智英	〃
	〃	都留飲食店組合	安富 和男	〃
	市民関係者	都留市自治会連合会	関口 稔夫	〃
	〃	谷村地域協働のまちづくり推進会	岩田 桂	地域住民代表推薦
	〃	三吉地域協働のまちづくり推進会	三井 正清	〃
	〃	開地地域協働のまちづくり推進会	武井 重雄	〃
	〃	東桂地域協働のまちづくり推進会	佐藤 光徳	〃
	〃	宝地域協働のまちづくり推進会	安田 七郎	〃
	〃	禾生地域協働のまちづくり推進会	城之内 喜造	〃
	〃	盛里地域協働のまちづくり推進会	臼井 久	〃
	教育関係者	都留市小中学校校長会	奥脇 隆樹	諸団体代表推薦
	〃	都留市小中学校 PTA 連合会	勝俣 甲樹	〃
	〃	都留市女性団体連絡協議会	山田 ふじ子	〃
	市民関係者	公 募	小俣 澄子	一般公募
	〃	公 募	富永 元恵	〃
	〃	公 募	佐藤 孝江	〃
	〃	公 募	柳 仁美	〃
	〃	公 募	都丸 たみ子	〃
	〃	公 募	杉田 いつ子	〃

都留市環境審議会委員名簿

選出区分	氏 名	役 職 等
諸団体及び 事業所等の 代 表	小 林 義 孝	都留市議会議員 都留市自治会連合会長
	上 杉 実	都留市議会議員
	小 倉 康 生	都留市議会議員
	杉 本 光 男	都留市議会議員
	堀 口 良 昭	都留市議会議員
	杉 山 肇	都留市議会議員
	渡 辺 かをる	都留市連合婦人会長
	田 中 一 利	都留市商工会長
	長 田 富 也	都留市経営者連絡協議会長
	木 村 勝 幸	都留機械金属工業協同組合理事長
	都 倉 昭 二	田野倉地区環境整備協議会長
	学識経験を 有する者	古 田 幸 廣
白 井 和 夫		都留市農業委員会々長
渡 辺 茂		富士・東部林務環境事務所環境課長
須 藤 利 行		都留医師会々長
小 俣 徹		都留歯科医師会々長
中 村 錦 蔵		都留薬業会々長

都留市環境基本計画策定の経緯

年 月	策定市民会議	環境審議会	庁内推進班
平成 18 年 4 月			第 1 回 (20 日)
5 月			
6 月	第 1 回 (29 日)		
7 月	第 2 回 (27 日)		第 2 回 (10 日)
8 月	第 3 回 (30 日)		
9 月	第 4 回 (28 日)		
10 月		第 1 回 (27 日)	
11 月	第 5 回 (16 日)		第 3 回 (30 日)
12 月		第 2 回 (4 日)	
平成 19 年 1 月	報 告 (26 日)	第 3 回 (31 日) (諮問)	
2 月		第 4 回 (20 日)	第 4 回 (16 日)
3 月		第 5 回 (23 日) (答申)	

都留市環境審議会（答申）

平成19年3月23日

都留市長 小林 義光 殿

都留市環境審議会
会長 上杉 実

都留市環境基本計画について（答申）

平成19年1月31日付け都地振発第29号をもって諮問のありました都留市環境基本計画（素案）につきましては、市民、事業者、教育機関及び市の4者によりとりまとめられた計画書であり、その内容については十分に評価できるものと、都留市環境審議会委員全員の意見の一致を見ました。なお、諮問以降、速報値から確定値に変更された数値並びに若干の文言は、審議の過程で修正をしております。

よって、次の意見を付して答申します。

記

1. 基本計画に基づく施策を積極的に展開するためには、（仮称）環境市民会議を基本計画の実行組織と位置づけるとともに、適切な予算措置を講じられたい。
2. 計画を実行するに当たり、国、県との連携を積極的に行うとともに、市民、事業者及び教育機関との協働により推進されたい。
3. 本審議会は、継続して意見等を行い、施策の具現化を支援することとします。